

西条市住宅用太陽光等普及啓発委託業務 仕様書

1 業務の名称

西条市住宅用太陽光等普及啓発委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）までとする。

3 事業目的

令和8年度より、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、個人や事業者を対象とした太陽光発電設備や蓄電池の導入に対する補助事業を実施する。その中でも、特に、個人向けの補助事業を広く市民等に周知し、申請数を十分確保するため、相談会の実施や啓発チラシの作成を委託により行う。

4 業務内容

(1) 個人向けの太陽光発電設備及び蓄電池の導入補助事業について、市内イベント等における相談会の実施

- ① 毎月第4日曜日に開催される「SAIJOBASEの日」において、年5回程度専用ブースを設け、相談会（補助金案内、簡易な光熱費削減シミュレーション等）を実施する。
- ② 上記の実施内容・時期等については、SAIJOBASE 担当者及び市担当者と調整すること。

(2) LOVE SAIJO プラットフォームアプリ「prairie（プレーリー）」を活用した個人向け太陽光発電設備及び蓄電池導入補助事業のPRの実施

- ① 補助事業や相談会のPRを行う。
- ② SDGs メーターの活用を、一般社団法人西条市 SDGs 推進協議会担当者と検討し実施すること。

(3) 啓発チラシ（個人・事業者向けの太陽光発電設備及び蓄電池の補助事業）の作成及びフリーペーパー等への掲載

- ① 令和8年度の補助事業に関する、啓発チラシの作成、印刷（55,000枚程度を想定）を行う。
- ② 広報さいじょうへの啓発チラシの折り込み（年1回）を行う。
- ③ ここまち西条等の地域のフリーペーパーへの掲載（年1回）を行う。
- ④ 令和9年度に向けた補助事業に関する啓発チラシの作成（印刷は含まない）。

5 業務の要件

- (1) 本市は、令和6年3月定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、本市が脱炭素社会を目指していることを認識し、事業内容、PR方法を検討すること。
- (2) 本補助事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用するため、同交付金実施要領等を一定把握、必要に応じて確認できるようにしておくこと。
- (3) 本補助金は、FIT認定を取得しないことが条件となる。FIT認定による売電収入を見込む場合と、本補助金を活用した自家消費型について、簡易な試算、シミュレーションによる比較ができるよう検討すること。

6 再委託の制限

受注者は本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

7 納品物

契約規則第90条において準用する契約規則第72条第2項及び第84条第1項に基づき、本事業の着手届、完了届を電子データで提出すること。また、チラシ等の作成物や契約期間終了後の実績報告書についても、電子データで提出すること。

8 事務局・提出先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係 高橋
TEL：0897-52-1382(内線2443)
E-Mail：kankyoseisaku@saijo-city.jp

9 その他

- (1) 作成するチラシ等は、他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (2) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 本業務により収集した個人情報の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (4) 受注者は、業務の実務上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。